

作業員名簿

(年 月 日作成)

元請確認欄

提出日 年 月 日

事業所の名称 _____
 現場 ID _____
 所長名 _____ 殿

本書面に記載した内容は、作業員名簿として、安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名・事業者 ID _____ (印)
 【退職金共済制度加入について 建退共・中退共・その他・無】

(次)会社名・事業者 ID _____ (印)
 【退職金共済制度加入について 建退共・中退共・その他・無】

番号	フリガナ 氏名 技能者ID	職種	※	雇入年月日	生年月日	現住所	(TEL)	最近の健康診断日	血液型	特殊健康診断日	健康保険	建設業退職金共済制度	教育・資格・免許			入場年月日	退職金共済手帳所有の有無
				経験年数	年齢	家族連絡先	(TEL)	血圧		種類	年金保険 雇用保険	中小企業退職金共済制度	雇入・職長特別教育	技能講習	免許	受入教育実施年月日	
				年月日	年月日		()	年月日		年月日						年月日	建・中 他・無
				年	歳		()	~								年月日	他・無
				年月日	年月日		()	年月日		年月日						年月日	建・中 他・無
				年	歳		()	~								年月日	他・無
				年月日	年月日		()	年月日		年月日						年月日	建・中 他・無
				年	歳		()	~								年月日	他・無
				年月日	年月日		()	年月日		年月日						年月日	建・中 他・無
				年	歳		()	~								年月日	他・無
				年月日	年月日		()	年月日		年月日						年月日	建・中 他・無
				年	歳		()	~								年月日	他・無
				年月日	年月日		()	年月日		年月日						年月日	建・中 他・無
				年	歳		()	~								年月日	他・無
				年月日	年月日		()	年月日		年月日						年月日	建・中 他・無
				年	歳		()	~								年月日	他・無
				年月日	年月日		()	年月日		年月日						年月日	建・中 他・無
				年	歳		()	~								年月日	他・無

(注) 1. ※印欄には次の記号等を入れる。(表示されない情報があります)
 (現)…現場代理人 (作)…作業主任者 ((注) 2.) (女)…女性作業員 (未)…18歳未満の作業員
 (主)…主任技術者 (監)…安全衛生責任者 (能)…能力向上教育
 (再)…危険有害業務・再発防止教育 (留)…外国人技能実習生 (職)…外国人建設就労者 (特)…1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注) 3. 事業者及び技能者が建設キャリアアップシステムに登録されている場合は、当該事業者の事業者 ID 及び現場 ID 並びに当該技能者の技能者 ID を記載。

(注) 4. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。

(注) 5. 各社別に作成するのが原則であるが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 6. 資格・免許等の写しを添付すること。

(注) 7. 健康保険欄には、健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。
 上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、「適用除外」と記載。

(注) 8. 年金保険欄には、年金保険の名称(厚生年金、国民年金等)を記載。各年金の受給者である場合は、「受給者」と記載。

(注) 9. 雇用保険欄には被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には「日雇保険」と記載)
 事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には「適用除外」と記載。

(注) 10. 安全衛生に関する教育の内容(例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇技能士)を有する場合は、「免許」欄に記入。

(注) 12. 退職金共済手帳所有の有無については、建退共手帳所有の場合には「建」を、中退共手帳所有の場合には「中」を、その他の手帳所有の場合には「他」を、所有していない場合には「無」を〇で囲む。

(注) 13. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。